

鳥取県専門家活用人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県専門家活用人材育成支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、今後成長が見込まれる医療機器、自動車、航空機等のものづくり分野又はICT分野（以下「成長分野」という。）の事業展開を推進しようとする県内の企業者が、従業員の人材育成を図るため、専門家を活用し適切な助言・指導を受けることを支援し、県内成長分野の産業発展を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資する事業（以下「補助事業」という。）を行う企業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。

3 補助事業実施期間は、別表の第4欄に定める期間とし、専門家を活用する回数（以下「実施回数」という。）は、別表の第5欄に定める回数を限度とする。

4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象要件)

第4条 本補助金の対象となる企業者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に定める中小企業者であること。
- (2) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する企業者であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(5) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 本補助金の対象となる取組は、次に掲げるすべての要件を満たす取組とする。

(1) 成長分野の事業展開に資する取組であること。

(2) 従業員の技術技能の向上を目的とした人材育成の取組であること。

(3) 前号の目的を実現するにあたり、当該技術技能に関する専門家から助言・指導を受けようとする取組であること。

(4) 令和元年度の戦略産業人材育成事業・人材育成型専門家派遣事業を利用した事業者が、当該事業において活用した専門家から、同種の内容について継続して助言・指導を受けようとする取組でないもの。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が定める期日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(評価)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、別に定める鳥取県専門家活用人材育成支援補助金評価要領に基づき申請内容について評価するものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

5 知事は、実績報告があったときは、提出された書類を審査し、職員に現地調査等を行わせることとし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、本補助金の額を確定し確定した額から既支払額を差し引いた額を支払うものとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(進捗状況の報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の進捗状況について、専門家から助言・指導を受けるごとに当該実施日から10日を経過する日までに、様式第7号により知事に報告しなければならない。ただし、補助事業を完了したときは、この限りではない。

2 知事は、前項による報告を受けた場合において、計画と比して進捗が遅れているときは、事業の進捗を促すことができる。

(現地立会等)

第12条 知事は、補助事業の実施にあたり、職員に現地立会等を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができる。

(広報・普及への協力)

第13条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果について発表することを求めることができ、補助事業者は特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象経費	(1) 専門家謝金 専門家から助言・指導を受けた対価として支払う経費。 1回あたりの補助対象経費の上限額は10万円とする。ただし、1回あたりが5時間未満の場合は、上限額を5万円とする。 (2) 専門家旅費 専門家を招聘する際に要する、交通費、宿泊費等の経費。
2 補助率	2分の1
3 補助金の限度額	40万円
4 補助対象期間	交付決定の日から交付決定を受けた年度の2月末日まで
5 実施回数	最大5回

※実施回数は、原則として1日を区切りとして1回とする。ただし、県外の専門家を活用する場合には、移動日程を考慮し、初日と翌日をもって1回とすることができる。